○近畿地方整備局告示第百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	中村　孝一

(2)　変更年月日

平成二十五年三月二十二日

○近畿地方整備局告示第百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社オーネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山下　恭子
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	松山　猛

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	毛馬　博、杤　敬文
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	加藤　輝男
変更後	北川　竹司

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	岸場　正治、堂園　利昭、岡野　和博、嶋田　聖二、青木　英治、瀬戸山和範、松尾十志宏

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○四国地方整備局告示第五十一号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十五年四月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

名称　国営讃岐まんのう公園

位置　香川県仲多度郡まんのう町炭所西

区域　別紙図面のとおり（略）

（四国地方整備局において平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十五年四月二十一日